

# 山口県報

平成18年  
1月27日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
新たに生じた土地の確認の届出(下関市)(市町村課)	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	三
結核予防法の規定に基づく医療機関の指定(健康増進課)	三
解除予定保安林(周防大島町)(森林整備課)	四
卸売市場の開設者の地位の承継に伴う変更(水産課)	四
卸売市場の卸売業者の地位の承継に伴う変更(水産課)	四
岩国市平田一丁目土地区画整理組合の定款の変更認可(都市計画課)	五
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)	五
公告	六
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	六
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定(障害福祉課)	六
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定(障害福祉課)	六
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定(障害福祉課)	七
大規模小売店舗立地法第八条第七項の規定による届出(商政課)	七
土地改良事業施行認可申請に係る決定(農村整備課)	七
土地改良区役員の届出(農村整備課)	八
国営農地再編整備事業(豊北地区安崎下換地区)の換地処分(農村整備課)	八
換地計画書の縦覧(三件)(農村整備課)	八
林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効(森林整備課)	九
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	九

### 山口県告示第三十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、下関市長から下関市の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十七年十二月二十一日確認した旨の届出があった。

平成十八年一月二十七日

山口県知事 二井 関成

下関市豊北町大字神田字綱打場二二〇の七から同市豊北町大字神田字湯涌二二二四の二に至る土地の地先公有水面で、次の1の地点から10の地点までを順次結んだ線及び1の地点と10の地点を結ぶ平成六年一月七日付け指令港湾第七四二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 一・一六メートル)に囲まれた区域の公有水面埋立地九一・七三平方メートル

1の地点 下関市豊北町大字神田字山田の山田三等三角点(北緯三四度一九分二二・九六四秒東経一三〇度五四分三七・四五五秒)から二五四度三二分一〇秒一、四六六・一六メートルの地点

- 2の地点 1の地点から六三度一六分三九秒四・四八メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一五三度一六分三九秒七・九七メートルの地点
- 4の地点 3の地点から六三度一六分三九秒一七・〇八メートルの地点
- 5の地点 4の地点から三三三度一六分三九秒〇・〇二メートルの地点
- 6の地点 5の地点から六三度一六分三九秒一・〇二メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一五三度一六分三九秒一・七〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から六三度一六分三九秒一〇・一六メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一五三度一六分三九秒〇・三二メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二四三度一六分三九秒三四・二六メートルの地点

### 山口県告示第四十号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年一月二十七日から同年二月十六日まで  
の間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活環境課において公衆の縦  
覧に供する。

平成十八年一月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 中国電化工業株式会社  
住 所 防府市大字浜方六二番地の一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 中国電化工業株式会社  
所 在 地 防府市大字浜方六二番地の一
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ( $m^3/日$ )	工 事 着 手 年 月 日	工 事 完 成 年 月 日	使 用 開 始 年 月 日
六五	四三〇	平成一八、 三、一	平成一八、 三、二〇	平成一八、 三、二八
備考	「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。			

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 ( $m^3$ )
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 ( $mg/l$ )	
六五	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
備考	(一)の表の備考は、この表について準用する。		

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ( $m^3/日$ )	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 概 要	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	
六五	通 常 最 大	一〇〇	浮 遊 物 質 大 通 常 最 大	三 五	三 〇	五 〇	二 〇	三 〇	四 一	五 二

還元処理施設	製鉄・塩化ビニル	二四〇	還元	連続	二四時間	変動なし	(既設)
凝集沈殿処理施設	"	二、二〇〇	凝集沈殿	"	"	"	"

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種別	項目	汚水等の汚染状態の値		室態の値	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		通常	最大		
還元処理施設	処理前	七	七	四五	四〇・五六
	処理後	三	三	四〇	"
凝集沈殿処理施設	処理前	"	"	四五	一五三
	処理後	七	七	四五	"

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排水口	排水の水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質質量 (mg/l)		鉍油類 (mg/l)		室態の値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
七	六・五	六・五	二〇	三〇	一〇	一五	検出せず	検出せず	二〇	三〇	一・四	一五三

山口県告示第四十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年一月二十七日

山口県知事 二井 関成

名 称 所在地  
 あかつきクリニク 下関市汐入町三六番一号  
 城下町こころクリニク " 長府惣社町一番一四号  
 のうまる内科 " 羽山町二〇番一〇号

ふかほり整形外科 " 大字有富一六七の三  
 かげやま耳鼻咽喉科クリニク " 一の宮町四丁目一番一号  
 やまもとクリニク " 宇部市大字妻崎開作三一六の二六  
 きわなみ内科クリニク " 大字際波一三三〇の七  
 近藤こどもクリニク 山口市幸町三番四九一―二号  
 よろず循環器内科 " 糸米一丁目二番一三三号  
 松原医院 萩市大字須佐四四四五の一  
 寿町クリニク 防府市寿町三番一九号  
 医療法人かわの循環器科医 下松市生野屋西二丁目三番一三三号  
 院 永安クリニク 岩国市尾津町二丁目一四番五〇号

友近内科循環器科医院 長門市油谷新別名九九九の一〇  
 シニアライフ訪問看護ステーション 柳井市山根二六の三  
 とさかハートクリニック 周南市新町一丁目五二

医療法人社団たかはし小児科医院 山陽小野田市大字西高泊七五八の一  
 医療法人かむらくりニック 吉敷郡小郡町大字下郷三〇七の二

しが歯科医院 下関市一の宮本町二丁目二番三八号  
 みやび歯科クリニック 山口市江崎二六九九の一

あずま歯科医院 周南市大神三丁目四番八号  
 こころ歯科クリニック 山陽小野田市大字山川七五の一

秋芳歯科医院 美祿郡秋芳町大字秋吉五三六八の二  
 ちの薬局 下関市武久町一丁目一三番八号

花咲薬局 山口市大内矢田三〇の六  
 あかね薬局 " 緑町三番二六号

ヨシワラ薬局 防府市大字新田七八三の三  
 寿町薬局 " 寿町四番一七号  
 おひさま薬局 岩国市御庄三丁目一〇二番一九号  
 つばさ薬局 柳井市中央一丁目八番一八号  
 さゆり薬局 山陽小野田市大字小野田一三一五の三〇

**山口県告示第四十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成十八年一月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除予定保安林の所在場所  
大島郡周防大島町大字久賀字明神三〇三六の二、三〇三六の四
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

**山口県告示第四十三号**

山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）第二十二条の規定に基づき登録したその他の卸売市場の開設者及び名称について、地位の承継に伴い、次のとおり変更があった。

平成十八年一月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 登録番号 水開第二七号
- 二 開設者の名称及び住所

名 称	住 所	名 称	住 所
山口県漁業協同組合	下関市伊崎町一丁目四番二四号	室津漁業協同組合	下関市豊浦町大字室津下八八二

- 三 その他の卸売市場の名称

変 更 後	変 更 前
山口県漁協室津共同販売所	室津漁業協同組合共同販売所
四 その他の卸売市場の所在地	
下関市豊浦町大字室津下八八二	

- 五 変更年月日  
平成十八年一月一日

**山口県告示第四十四号**

山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）第二十六条の規定に基づき登録したその他の卸売市場の卸売業者について、地位の承継に伴い、次のとおり変更があった。

平成十八年一月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 登録番号 水卸第二七号
- 二 卸売業者の名称及び住所

名 称	住 所	名 称	住 所
譲 受 人		譲 渡 人	

山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号  
 室津漁業協同組合 下関市豊浦町大字室津下八八二

山口県漁協室津共同販売所  
 室津漁業協同組合共同販売所

その他の卸売市場の所在地

下関市豊浦町大字室津下八八二

変更年月日

平成十八年一月一日

山口県告示第四十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、岩国市平田一丁目土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年一月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 土地区画整理組合の名称

岩国市平田一丁目土地区画整理組合

二 事務所所在地

岩国市元町三丁目八番一号

三 設立認可の年月日

平成十六年十月五日

四 変更の内容

事務所の所在地を岩国市川西四丁目二九三三番地の一とする。

五 変更認可の年月日

平成十八年一月二十七日

山口県告示第四十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成十八年一月二十七日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域(第二工区の一)

(一) 位置

周南市開成町四五五の四三から同町四五五の二六を経て同市臨海町四に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と2の地点を結んだ線、2の地点と3の地点を結ぶ平成十三年六月十九日付け指令港湾第二二号の二でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+三・〇九メートル)、3の地点から5の地点までを順次結ぶ平成七年四月十八日付け指令港湾第三四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+三・〇九メートル)、5の地点と6の地点を結んだ線及び1の地点と6の地点を結んだ線に囲まれた区域

1の地点 周南市大字富田字西ノ島の西ノ島三等三角点(北緯三四度〇三分〇〇・〇六五秒東経一三一度四四分三五・七八〇秒)から一六度五三分一九秒一六四・九二メートルの地点

2の地点 1の地点から三一度五九分一六秒四一五・七九メートルの地点

3の地点 2の地点から四六度四〇分二五秒二六七・九七メートルの地点

4の地点 3の地点から四六度二八分五秒五〇五・一一メートルの地点

5の地点 4の地点から七七度五六分四一秒一七五・八〇メートルの地点

6の地点 5の地点から一八一度二五分〇〇秒二八八・一五メートルの地点

(三) 面積

二八三、〇四二・〇五平方メートル

二 免許の年月日及び番号

昭和五十年七月三十一日 指令港湾第六九四号

三 関係図書を閲覧できる市町村

周南市

認可を受けた者

周南市開成町四五六〇番地

東ソー株式会社

代表取締役社長 土屋 隆

五 認可の年月日  
平成十八年一月十六日



(五四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。  
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年三月十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年一月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年一月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 秋吉台夢工房

代表者の氏名 猶野 智和

主たる事務所の所在地 美祢郡秋芳町大字秋吉三五〇六番地二

三 定款に記載された目的

秋吉台地域の自然保護及び観光の活性化に関する事業を行い、もって秋吉台地域のまちづくりに寄与すること。

(五五) 児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者の指定をしました。

平成十八年一月二十七日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅支援事業者

名 称 主たる事務所所在地

社会福祉法人 山口市社会福祉協議会 山口市上野小 路八九の一

有限会社愛の里 防府市大字野一 二五の一

社会福祉法人 山口市社会福祉協議会 山口市上野小 路八九の一

(五六) 身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者の指定をしました。

平成十八年一月二十七日

山口県知事 二井 関 成

児童居宅生活支援事業を行う事業所 児童居宅支援の種類 指定年月日

あいお訪問介護事業所 山口市秋穂東 六五七〇 平成一七、〇、三

あじす訪問介護事業所 阿知須 二七四三 〃 〃 〃

有限会社愛の里 防府市大字野一 二五の一 〃 〃 〃

山口市社協しらさぎ学級児童デイサービス事業所 山口市堂の前 町一番五号 〃 〃 〃

社会福祉法人 山口市社会福祉協議会 山口市上野小 路八九の一 〃 〃 〃

株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目九 光市花園二丁目一三番一二号

社会福祉法人山口市社会福祉協議会 山口市上野小路八九の一 山口市協しらさぎ会館身障害者デイサービス事業所 山口市堂の町一番五号 身体障害者デイサービス

特定非営利活動法人素敵な人生 折本二丁目八番七号 デイサービス ラン・ベルヴィス 折本二丁目八番七号

有限会社コムニティケ ア防府 防府市栄町一丁目一〇番二 防府市戎町一丁目六番二二

(五七) 知的障害者福祉法の規定に基づき指定居宅支援事業者の指定

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者の指定をしました。

平成十八年一月二十七日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅支援事業者 名称 主たる業務 所の所在地	知的障害者居宅生活支援 事業を行う事業所 所在地	知的障 害者居 宅支援 の種類	指定年月日
社会福祉法人山口市社会福祉協議会 山口市上野小路八九の一	あいお訪問介護事業所 山口市秋穂東六五七〇	知的障 害者居 宅介護	平成一七、一〇、三
"	あじす訪問介護事業所 防府市大字左野一三二五	"	"
有限会社愛の里 防府市大字左野一三二五の第一地	有限会社愛の里 防府市大字左野一三二五の第一地	"	"
特定非営利活動法人素敵な人生 折本二丁目八番七号	デイサービス ラン・ベルヴィス 山口市折本二丁目八番七号	知的障 害者デ イサー ビス	一、一、一

(五八) 大規模小売店舗立地法第八条第七項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第七項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年一月二十七日から同年五月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年一月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 スーパードラッグコスモス下松店  
所在地 下松市大字末武下四二三の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四番四号 坂倉 正宏
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
駐輪場の収容台数	二〇台	三〇台

四 届出年月日

平成十八年一月十六日

(五九) 新規土地改良事業の施行の認可の申請に係る決定

次の新規土地改良事業の施行の認可の申請は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年一月二十七日

山口県知事 二井 関 成

事業の内容	施行地区	事業の種類
土地改良区の名称		

山口市二島東土地改良区 梅ノ木遠下池地 ため池の整備

二 縦覧の期間

平成十八年一月三十日から同年二月二十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(六〇) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十八年一月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏名 住所

むつみ土地改良区 理事 藤村 安夫 萩市大字吉部上三一七五

有田 源二 大字吉部下二七九二の一

栗田 紀司 大字片俣一三五九

竹重 克美 大字吉部下四七六六

金田 和能 四二二七

中尾 智 五〇九八

山本 一夫 四八四一の一

中野 賢 大字高佐上三〇一の一

二 退任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏名 住所

むつみ土地改良区 理事 藤村 安夫 萩市大字吉部上三一七五

有田 源二 大字吉部下二七九二の一

山本 一夫 四八四一の一

中原 政和 四一四〇

栗田 紀司 大字片俣一三五九

金田 和能 大字吉部下四二一七

竹重 文夫 四一七九

中野 賢 大字高佐上三〇一の一

(六一) 国営農地再編整備事業(豊北地区安崎下換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区安崎下換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十八年一月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分の年月日

平成十八年一月十八日

二 換地処分の内容

国営農地再編整備事業(豊北地区安崎下換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

(六二) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条の二第一項の規定により、下関市道市地区(第一換地区)の換地計画を適当であると決定したので、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年一月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

下関市道市地区(第一換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年一月三十日から同年二月二十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(六三) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条の二第一項の規定により、

周南市長穂東部地区(兼久換地区)の換地計画を適当であると決定したので、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年一月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

周南市長穂東部地区(兼久換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年一月三十日から同年二月二十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(六四) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条の二第一項の規定により、周南市長穂東部地区(後野換地区)の換地計画を適当であると決定したので、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年一月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

周南市長穂東部地区(後野換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年一月三十日から同年二月二十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(六五) 林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定に基づく次の生産事業者の登録は、その効力を失いました。

平成十八年一月二十七日

山口県知事 二井 関成

登録 生産事業者の氏名又は名称及び住所

生産事業の内容 事業所の名称及び所在地

一八一 永田喜代子 萩市大井四三四

幼苗の育成及び幼苗 生産事業者の氏名及び住所に同じ。  
以外の苗木の育成

(六六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年一月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字河内字儀清寺

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市大字河内三九六番地の四  
浅原 道男

下松市大字河内一九七二番地  
清水 靖子

下松市大字河内一九九三番地  
藤尾 温

平成十八年二月二十七日印刷  
発行

発行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)